

# 令和2年度 住民税・国保税 申告相談 税務だより

## 申告相談について

令和2年2月12日(水)～令和2年3月13日(金)の期間は、住民税・国保税の申告相談を行います。

税申告は住民税・国民健康保険税の賦課の資料となるほか、保育料などの算定や福祉・医療などの各種サービス利用時の基礎資料になります。申告がなく所得状況が不明な方は、所得証明書等が発行できなかったり、各種サービスの軽減措置等が認められません。

申告が必要な方は、日程や必要書類などを確認の上、必ず申告期間内に申告を済ませてください。

## 申告書を提出しなければならない方

令和2年1月1日現在、鏡野町に住所を有し次のいずれかに該当する方

- (1) 事業所得(営業・農業)・不動産所得・配当所得・雑所得(個人年金等)等があった方
- (2) 給与所得があった方で次に該当する方
  - ① 給与所得以外に各種所得(事業・不動産・雑・配当等)があった方
  - ② 日雇い・アルバイト等で勤務先で年末調整を受けていない方
- (3) 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・扶養控除等の各種所得控除を受ける方
- (4) 国民健康保険加入者の方(毎年所得の申告が必要です。所得のない方や、収入が遺族年金、障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要です。申告のない場合には、軽減措置等が認められない場合があります。)

## 申告に必要なもの

- (1) 印鑑・マイナンバーカード(無い場合は、マイナンバーが確認できるものと本人確認資料)  
※本人確認資料…運転免許証等顔写真付きのものは1点、被保険者証・年金手帳等は2点必要
- (2) 各所得の計算に必要な書類
  - ① 給与所得・年金所得のある方……給与・公的年金等の源泉徴収票
  - ② 事業所得(営業・農業)・不動産所得等のある方……帳簿書類等
  - ③ 譲渡(土地・山林等)所得のある方……契約書や販売金額明細書等
  - ④ その他(一時所得・雑所得等)……それぞれの収入の支払調書
- (3) 各種所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書
  - ① 医療費控除……医療費控除の明細書(医療費通知書)、領収書及び保険等で補てんされた金額の明細書  
医療費通知書に記載されていない診療月分の医療費は領収書が必要  
例) 医療費通知に1月～10月分まで記載がある場合は、11・12月診療分の領収書が必要  
セルフメディケーション税制…特定一般用医薬品等の領収証・一定の取組を行った書類(医療費控除と選択)
  - ② 生命保険・損害保険料控除……支払った保険料の証明書や領収書
  - ③ 雑損控除……領収書・証明書(り災証明書・被災証明書及び修繕費等費用のわかるもの)
  - ④ 寄付金控除……領収書

## その他

◎公的年金が400万円以下の方でも、他の所得がある場合は、必ず住民税申告をしてください。

◎農業所得は収入(販売金額・自家消費分)や経費(肥料代など)を計算してきてください。

なお、農業収支内訳書などの様式は鏡野町役場住民税務課及び各振興センター窓口にて備えてありますのでご活用ください。

(中山間地域等直接支払交付金・経営所得安定対策支払交付金も申告の対象です)

※自家消費のみの場合は、経費の控除はできません